

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健、健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県松前町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	1. 予防接種 予防接種法(昭和23年法律第68号)等の規定に基づき、予防接種によって住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する対応 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個別を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法 第9条第1項、別表第一の第10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 別表第二の16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めたもの」の項 第17、18、19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て・健康課
②所属長の役職名	子育て・健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松前町(総務課広報情報係) 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 Tel 089-985-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松前町(子育て・健康課健康増進係) 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 Tel 089-985-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	5-②所属長	健康課長 和田 欣也	健康課長	事後	
令和1年6月14日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	4-②	1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の16の3の項	事後	追記
令和3年7月1日	5-①部署	保健福祉部健康課	保健福祉部子育て・健康課	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	5-②所属長の役職名	健康課長	子育て・健康課	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	8	健康課保健センター係	子育て・健康課健康増進係	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万以上10万人未満	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年7月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個別を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法 第9条第1項、別表第一の第10の項 2. 行政手続きにおける特定の個別を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条	1. 行政手続きにおける特定の個別を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法 第9条第1項、別表第一の第10の項	事後	記載方法変更に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の16の3の項(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めたもの」の項 第17、18、19の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第13条	1. 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の16の3の項(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めたもの」の項 第17、18、19の項	事後	法令改正に伴う見直し(番号法第19条の号ズレ)
令和3年9月1日	I 7. 請求先	松前町(総務課広報情報係)	松前町(総務課広報広聴係)	事後	重要な変更にあたらない(係名の変更)
令和3年9月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し